

2. 動物検疫

(1) EU

(ア) 動物検疫に関する主な規制

EU 域外国からの動物・動物製品の輸入に関しては、以下の指令により規制されている（動物検疫面を中心に規制している指令。食品衛生面を中心に扱っている指令は前出。）

（生きた動物・肉・肉加工品の検疫）

規制の対象	指令	修正
牛、豚、羊、山羊および生鮮肉、肉加工品の検疫条件に関する規制	EEC 指令第 72/462 号 (72 年 12 月 12 日付)	73/358/EEC, 75/379/EEC, 77/98/EEC, 179H, 81/476/EEC, 83/91/EEC, 85/3768/EEC, 88/289/EEC, 89/227/EEC, 89/662/EEC, 90/423/EEC, 90/425/EEC, 91/69/EEC, 91/266/EEC, 91/496/EEC, 91/497/EEC, 91/688/EEC, 194N, 96/91/EC, 97/76/EC, 97/79/EC, 規則 01/1452/EC, 規則 03/807/EC
域内を流通する動物の検疫に関する規制	EEC 指令第 90/425 号 (90 年 8 月 18 日付)	90/539/EEC, 90/667/EEC, 91/68/EEC, 91/174/EEC, 91/496/EEC, 91/628/EEC, 92/60/EEC, 92/65/EEC, 92/118/EEC, 決定 94/338/EC, 02/33/EC
域外からの輸入動物の検疫に関する規制	EEC 指令第 91/496 号 (91 年 7 月 15 日付)	91/628/EEC, 決定 92/438/EEC, 決定 93/527/EEC, 194N, 96/43/EC, 決定 97/794/EC

（動物・動物性製品の検疫）

規制の対象	指令	修正
域内を流通する製品の検疫に関する規制	EEC 指令第 89/662 号 (89 年 12 月 30 日付)	91/67/EEC, 91/492/EEC, 91/493/EEC, 91/494/EEC, 91/495/EEC, 91/496/EEC, 92/45/EEC, 92/46/EEC, 92/67/EEC, 92/118/EEC
域外からの輸入製品の検疫に関する規制	EC 指令第 97/78 号 (97 年 12 月 18 日付)	決定 00/208/EC
国境検疫局における検査の対象となる製品のリスト	EC 決定第 02/349 号 (02 年 4 月 26 日)	決定 02/995/EC (第 02/349 号の一部適用除外)

(イ) 具体的な動物検疫の規制

EU 域外国からの動物・動物性製品の輸入は、EU から対 EU 輸出を認可された域外国・地域（第三国リストに掲載）であり、かつ EU から認可された製品でなければならない。従って、製品ごとに輸入国および輸入地域と認められた国・地域以外からの当該製品の輸入は禁止される。

動物検疫の対象

EU レベルで規制される製品のうち、獣医学的検査（検疫）の対象となる品目は以下のとおりである（EC 指令 97/78 号第 2 条 2(a)に規定）。

- ・ 動物、水産物および動物から作られた製品
- ・ EU 域内国に EU 域外国籍漁船から直接水揚げされた魚介類
- ・ 特定の植物製品
- ・ ローマ条約付属書 の記載にない動物を原料とする副産物

これらのうち、検疫の対象となる動物性製品の詳細のリストは EC 決定 2002/349 号に掲載されている。

EC 指令 97/78 号の構成

防疫検査の原則を規定している EC 指令 97/78 号は、以下のとおり全 36 条および 4 つの別表から成る。

- ・ 検査組織および手続き
- ・ 輸入制限措置
- ・ 検査
- ・ 一般条項
 - 別表 EU 域内国リスト
 - 別表 国境検疫局認定の条件
 - 別表 製品の物理的検査の内容
 - 別表 同指令の導入に伴い改定される関連指令のリスト

検査内容

製品に添付された輸出衛生証明書または書類に記載される使用目的に適した状態にあることを確認するため、以下の検査を行う。

- ・ におい、色、触感等の視嗅覚検査
- ・ サンプルングによる試験所での残留物、病原菌、汚染、損傷に関する検査
- ・ 運送手段および運送条件の確認
- ・ ロットの重量検査
- ・ 梱包材および表示に関する検査

これらの検査は各製品の代表サンプルについて行われる。サンプリングの頻度はロットの1%（個数にして最低2個、最高10個）

例外

指令 97/78 号では、個人消費用として旅行時に海外から持ち込まれる肉・肉製品および牛乳・乳製品について、また個人消費用に個人宛てに小包で送付される同様の製品についても、動物検疫の対象外とされていた。しかし、口蹄疫や豚熱病の蔓延が発生した事態を受け、防疫上の観点から、個人消費を目的とした動物性製品（肉・肉製品および牛乳・乳製品）の持ち込みに対する規制が 2003 年 1 月から強化されている。

これは決定 02/995/EC によるもので、上記の製品を検疫対象外とする規定を廃止し、特に第三国からの旅行者について入国地での監視を強化し、これら製品の持ち込み禁止に関するポスターを空港などに掲示するもの。

輸出衛生証明書

以下の EC 指令により、EU 域外国から輸入される動物性製品について輸出衛生証明書に盛り込まれるべき内容が製品ごとに規定されており、またその中では、個別の品目についての詳細な検疫条件等も記載されている。従って、具体的な検疫を通過するためには以下の指令に基づいた各国の国内法令を満たす必要がある。

72/462/EEC	牛、豚、羊、山羊、および生鮮肉、肉加工製品
88/407/EEC (03/43/EC にて改正)	牛の精液
89/556/EEC	牛の受精卵
90/426/EEC	豚の精液
90/539/EEC	家きん類および卵
91/67/EEC	動物および養殖産物
91/492/EEC	生きた二枚貝
91/493/EEC	水産物
91/494/EEC (決定 02/995/EC にて修正)	家きん類の生鮮肉
92/45/EEC (決定 02/995/EC にて修正)	野生獣の肉
92/46/EEC (03/85/EC にて改正)	生乳、過熱処理乳、乳製品
92/65/EEC (規則 03/998/EC, 規則 03/1398/EC にて改正)	EC 法規の対象とならない動物、精液、卵子、受精卵
92/118/EC (決定 03/721/EC にて改正)	EC 法規の対象とならない特殊な製品

(2) 英国

(ア) 動物検疫についての主な関係法令等

英国の動物検疫（魚介類も含む）を規定している主な規則には以下のようなものがあり、基本的には各種 EC 指令を英国内に適用したものとなっている。

規制の対象	規則	修正
動物、動物製品（輸出入）規則	The Animals and Animal Products (Import and Export) Regulations 1998 (98/190)	00/2900, 02/467
動物性製品（輸出入）規則	The Products of Animal Origin (Import and Export) Regulations 1996 (96/3124)	97/3023, 01/1640, 98/994, 00/656, 00/2215, 01/1553, 01/1640, 01/3399, 02/1227
動物性製品（第三国からの輸入）規則	The Products of Animal Origin (Third Country Imports) Regulations 2002 (02/1227)	
その他の動物性製品（輸入状態）規則	The Miscellaneous Products of Animal Origin (Import Conditions) Regulations 1999 (99/157)	02/1227
生肉（輸入状態）規則	The Fresh Meat (Import Conditions) Regulations 1996 (96/3125)	02/1227

(イ) 具体的な動物検疫の規制

2002 年動物性製品（第三国からの輸入）規則の内容

各種動物検疫に関わる規則のうち、EU 域外国からの食肉・食肉加工品の輸入に関する規制の中心となるのは、2002 年 5 月 22 日に施行された「2002 年動物性製品（第三国からの輸入）規則（The Products of Animal Origin (Third Country Imports) Regulations 2002）」である。同規則は、EU 域外からの輸入製品の検疫に関する EC 指令第 97/78 号を国内法化したものである。

同規則が施行される以前は「1996 年動物性製品（輸出入）規則（The Products of Animal Origin (Imported And Export) Regulations 1996）」で規制されていた。1996 年制定の規則は、域内市場統合の観点から域内貿易における検疫規制を整備した EEC 指令第 89/662 号、域外国から輸入される製品の検疫組織の基本的な運営を規定した EEC 指令第 90/675 号の 2 つの指令を国内法化したもので、域内を流通する製品および域外からの輸入品の検疫に関する検査組織等の原則を定めている。

- ・ 規則の対象範囲

肉・肉加工品、牛乳・乳製品、卵加工品、食用の水産物・水産加工品、はちみつ、かたつむり等

・域外国からの輸入に対する主な規制

- * 検疫当局を経ない動物性製品の輸入の禁止
- * 水産物・水産加工品以外は、到着の 1 営業日以上（航空便は 6 時間以上）前に検疫当局にその旨を通告
- * 他の国で深刻な事故が生じた場合の当該国または当該製品の輸入の禁止

「2002 年動物性製品（第三国からの輸入）規則」は改正されており、2003 年 4 月 11 日より、イングランドにおける指定の検疫当局（BIPs = Border Inspection Posts）以外の入国地における検疫の管轄を地方自治体から税関当局に移管した。

動物・動物製品（輸出入）規則の内容

この規則は、域内市場統合の観点から特定の動物やその加工品についての動物検疫を整備した EEC 指令第 90/425 号、域外国から輸入される動物の検疫組織の基本的な運営を規定した EEC 指令第 91/496 号等を国内法化したものである。

この規則の中で、特に域外国からの一定の動物やその加工品については、以下のような規制が設けられている。

- ・ EU 指令で規定された検疫上問題のある動物・肉加工品の輸入の禁止
- ・ EU 指令等で規制された動物・肉加工品の輸入の禁止
（この中には、牛、豚、羊、山羊、生鮮肉、肉加工品の輸入が認められている域外国のリスト（いわゆる第三国リスト）が規定されている EEC 決定も含まれている）
- ・ 指定された検疫所を経ない動物の輸入の禁止
- ・ 到着の 1 営業日以上前に検疫当局に数量、素性、到着時刻を通告
- ・ 他の EU 国において検疫を受け、その証明書および元々の衛生証明書の写しがあるものは一定の要件が緩和

動物検疫に関する詳細は、DEFRA の各担当部署に問い合わせると良い。

V. 個別食品に関する規則

1. 食肉および食肉加工品に関する規則

(1) 定義

- ・生鮮肉とは、第三国から輸入される場合、牛、豚、羊、山羊、馬の種に属する家畜の生鮮肉を指す。また、家きんの生鮮肉については冷処理以外に、保存のための処理が施されていないものを指す。
- ・食肉加工品とは、以下のものと一緒に生成された食品を指す。
 - * 保存のために加工処理（冷処理は除く）が施された食肉
 - * 保存のための加工処理（冷処理は除く）が施された皮・角・蹄などの廃物、動物油脂、動物エキス
- ・なお、食肉加工品に関しては、食肉の含有率等についての EU レベルでの定義の規定等は存在しない模様である。

(2) EU

(ア) 動物検疫上のクリアすべき課題

食肉および食肉加工品を EU 域外国から輸入するためには、まず動物検疫に関する規制をクリアする必要があり、このためには前述の、

- ・域外からの輸入動物や輸入動物性製品の検疫の原則を定めた EEC 指令第 91/496 号および、EC 指令 97/78 号
- ・牛、豚、羊、山羊、および生鮮肉、肉加工製品の衛生・検疫条件をより詳細に定めた EEC 指令第 72/462 号（牛、豚、羊、山羊、および生鮮肉、肉加工製品）等の規定を満たす必要がある。

第三国リストへの掲載

これらの規定のうち、特に EEC 指令第 72/462 号（1972 年 12 月 31 日付）は EEC 指令第 89/227 号（1989 年 4 月 6 日付）による改正によって著しく強化され、その結果現在、食肉・食肉加工品を域外国から輸入する際の衛生条件が厳しく規定されている。

第三国から EU 域内への食肉の輸入は、EEC 指令第 72/462 号第 3 条で輸入することができる国のリストを作成することが規定され、これに基づき、製品ごとに輸入国および輸入地域と認められたリストが EEC 決定第 79/542 号（79 年 6 月 14 日付）で出されている。その後、食肉加工品もこのリストに含めることが EEC 指令第 89/227

号の中で定められ、食肉・食肉加工品の第三国リストが EEC 指令第 91/361 号で出された。第三国リストに掲載されていない国や地域からの EU 域内への食肉・食肉加工品の輸入は禁止されている。

第三国リストは制定の後に幾度もの修正が行われてきているが、現在のところ（2003 年 12 月）、基本的には EC 委員会決定第 2001/731 号（2001 年 10 月 16 日付）のものが最新となっている（PART 2 は 96/624/EC が基本的に最新）。

この中では、日本に関しては、生きた馬（競走馬）以外は第三国リストに掲載されていない（2003 年 12 月現在）。このため、日本から食肉・食肉加工品を EU に輸出するためには、リストに掲載されることから着手する必要がある。

第三国リスト掲載のための条件には、当該国における動物疾病に対する規則や対処が考慮に入れられる。これには、家畜等の動物の健康状態（特に外来動物疾病や環境衛生の状況）、動物疾病（特に OIE リスト A・B に含まれる疾病）感染の存在に関する、当該第三国による情報提供の規則性かつ迅速性、防疫のための規則、発生時の対策、政府の獣医サービスの組織体制とその権限などが挙げられる。また特に食肉加工品に対しては、公衆衛生・動物の健康に関し、第三国政府の保証の有無も考慮に入れられる。

認可施設による加工処理と衛生証明書の添付

さらに EU 域外国からの食肉・食肉加工品に輸入に関しては、以下の二つの条件を満たす製品で、かつ EU 委員会の規定による衛生証明書が添付されたもののみが輸入を許される。

- ・前述のように、輸入可能な製品リストおよび対 EU 輸出を認可された域外国・地域リストが出されているが、このリストに掲載されている製品で、かつ輸入先が対 EU 輸出を認可された域外国・地域であること。
- ・食肉等の加工施設が EU によって認可を受け、EU のリストに認可登録された加工施設で加工された製品のみが輸入を許される。

(イ) EEC 指令第 72/462 号の内容（EEC 指令第 89/227 号により修正された部分）

対象範囲

本指令は、以下に挙げる製品の第三国からの輸入に適用

- ・繁殖用、生産用、加工処理用の牛および豚（家畜に限る）
- ・家畜である牛（水牛を含む）、豚、山羊、単蹄動物の生鮮肉およびこれらの肉から製造された肉製品
- ・野生偶蹄動物および野生単蹄動物の生鮮肉

例外および免除規定

個人消費を目的として旅行者の荷物の一部として持ち込まれる肉・肉製品、個人への小包として送られた肉・肉製品、国際線の乗員や乗客の消費用の肉や肉製品は、本指令の例外

第三国リスト

以下の製品を輸入することができる国のリストを理事会が作成する旨を規定

- ・繁殖用、生産用、食肉加工用の家畜牛、豚
- ・家畜である牛（水牛を含む）、豚、山羊、単蹄動物の生鮮肉およびこれらの肉から製造された肉製品
- ・野生偶蹄動物および野生単蹄動物の生鮮肉

選定に当たっては、それらの国々やその地域の衛生状態を考慮し、また、特に公衆衛生および動物衛生に関して第三国が与える保証を考慮するよう規定

さらに、第三国やその一部地域が認定供給者としてリストに記載されるか否かの決定に際しては、当該国の動物の病害に対する予防管理規則、獣医検査の体制とその権限を考慮しなくてはならない旨を規定

肉製品の輸入に関する条件と手続き

肉製品の EU 域内への輸入に関する特定の条件と手続きが規定されており、ある製品が特定の認可を受け、その他特定の衛生条件を満たした施設の製品である場合には、輸入を認可されていない国を含め、第三国からの肉製品の輸入を拒否できない旨を規定

衛生証明書の添付

生鮮肉および肉製品は、第三国の動物検査官が作成した動物衛生証明書や公衆衛生証明書の呈示がなければ輸入禁止

(3) 英国

英国においては前述のとおり、上記の EEC 指令を受けた規則が定められているが、これらは基本的に EEC 指令を準用しており、EU 域内へ食肉および食肉製品を輸出することができる第三国リストに日本が掲載されていないことから、日本から英国への食肉および食肉製品の輸出も現時点ではできないことになっている。

この第三国リストに掲載されれば輸入が可能ということになるが、その際も動物検

疫の章で言及した規制のほかに、食品衛生の章で言及した以下の規制をクリアする必要がある。

規制の対象	規則
鶏、家きん類	The Poultry Meat, Farmed Game Bird Meat and Rabbit Meat (Hygiene and Inspection) Regulations 1995
生肉	The Fresh Meat (Hygiene and Inspection) Regulations 1995
野生猟獣類	The Wild Game Meat (Hygiene and Inspection) Regulations 1995
肉製品	The Meat Products (Hygiene) Regulations 1994
ひき肉、肉製品	The Minced Meat and Meat Preparations (Hygiene) Regulations 1995
牛乳、乳製品	The Dairy Products (Hygiene) Regulations 1995

2. 水産物および水産加工品に関する規則

(1) 定義

EU 指令第 91/493 号によると、水産加工品とは、冷蔵・冷凍、他の食品と合成の有無にかかわらず、加熱、燻製、塩漬け、乾燥、酢漬け等の何らかの化学的、物理的な処理がなされた水産物を含む製品を指す。

なお、その含有率等についての EU レベルでの定義規定等は存在しない模様である。

(2) EU

水産物および水産加工品を EU 域外国から輸入するためには、まず動物検疫に関する規制をクリアする必要がある、このためには前述の、

- ・域外からの輸入動物性製品の検疫の原則を定めた EC 指令 97/78 号
- ・水産物および二枚貝の衛生・検疫条件をより詳細に定めた EEC 指令第 91/493 号、EEC 指令第 91/492 号（決定 02/226/EC により改正）

等の規定を満たす必要がある。

第三国リストに基づく国からの輸入

これらの規定のうち特に、EEC 指令第 91/493 号では水産物を域外国から輸入する際の衛生条件が規定されている。この中では水産物を EU 域内に輸入することができる国のリストを作成することが規定され、これに基づき水産物の輸入相手国と認められたリストが EEC 決定第 97/296 号(97 年 4 月 26 日付(98/419/EC、99/244/EC、01/40/EC、01/66/EC、02/473/EC、02/863/EC、03/303/EC、03/606/EC、03/764/EC で改正))で出されている。

またこのほかに、EEC 決定 95/408 号(95 年 10 月 11 日付(98/603、01/4 で改正))によって、水産物・水産加工品を EU 域内に輸入することのできる施設の認可手続やその施設のリストを作成することが規定されており、これに基づく輸入相手国のリストも上記の EEC 決定第 97/296 号に記載されている。ただし、この EEC 決定第 95/408 号は効力を有する期限が定められた暫定的なものとなっており、現在では EC 決定第 2001/04 号により 2003 年の 12 月 31 日まで有効とされている。この有効期限に関しては、これを 2005 年 12 月 31 日まで延期する修正案¹⁰が 2003 年 11 月に採択されている。

日本はこの EC 決定第 97/296 号に記載されており、日本からの水産物の輸入は可

¹⁰ “Proposal for a Council Decision amending Decision 95/408/EC on the condition for drawing up, for an interim period, provisional lists of third country establishments from which Member States are authorised to import certain products of Animal origin, fishery products or live bivalve molluscs, as regards the extension of its validity.”
COM (2003) final (2003 年 11 月 3 日付け)

能となっている。

認可施設による加工処理と衛生証明書の添付

ただし、日本からの水産物の輸入に際しては、EC 決定第 95/538 号（95 年 12 月 6 日付）により、衛生証明書の添付および EU により認定された施設で生産された製品であることが要求される。なお、EU 認定施設の最新リストは（EC 決定第 95/538 号の最新修正）は 2003 年 9 月 12 日付けで、EC 決定ではなくファックスで EU 加盟国の関係各者に送付されており（EU 文書番号 SANCO/531937）、2003 年 9 月 25 日から有効となっている。

表 9： 对 EU 輸出水産食品取扱認定施設一覧（2003 年 12 月現在）

In force since /
En vigueur à partir du :
24/09/2003

ANNEXE/ANNEX

Bruxelles, le 12 septembre 2003
E3 D(03) 532165 RM/jfp

PAYS / COUNTRY : JAPON / JAPAN

PRODUIT / PRODUCT : PRODUITS DE LA PÊCHE / FISHERY PRODUCTS

MODIFICATION DE L'ANNEXE DE LA DECISION DE LA COMMISSION 95/538/CE
MODIFIEE EN DERNIER LIEU PAR LA TELECOPIE N° SANCO/531937 DU 25/08/2003
MODIFICATION OF ANNEX TO COMMISSION DECISION 95/538/EC AS LAST AMENDED
BY TELEFAX N° SANCO/ 531937 DU 25/08/2003

Nouvelle liste consolidée pour le JAPON / New consolidated list for JAPAN

N° d'agrément / Approval N°	Nom / Name	Ville / City Région / Region	Date limite d'agrément / Approval limit	Catégorie / Category
0188001	Marukichi Co., Inc.	ABASHIRI-CITY HOKKAIDO		PP
0188002CS	Marumi Co., Inc.	ABASHIRI-CITY HOKKAIDO		CS
0192001	Temamoto Fishery Products, Inc. Food Factory	MONBETSU-GUN HOKKAIDO		PP
0251001	Saeho Shoji Kaisha, Ltd	AOMORI-SHI AOMORI		PP
0432001	Kyokuyo Shokuhin Co., Ltd. No 2 Plant	SHIOGAMA-SHI MIYAGI		PP
0951001	Maruha Corporation Utsunomiya Plant	UTSUNOMIYA-SHI TOCHIGI		PP
1255001	Kibun Shokuhin Co., Ltd Tokyo Factory	INBA-GUN CHIBA		PP
2260001	K.K. Takaei Okitsu Kojo	SHIZUOKA-SHI SHIZUOKA		PP
2704001	Central Cold Storage Ltd. N° 5 Factory	KONOHANA-KU OSAKA		PP
2801001 CS	Nippon Seisan Kaisha, Ltd. Rokko Island Distribution Center	KOBE-SHI HYOGO		CS
2831001	Nippon Seisan Kaisha, Ltd. Himeji General Plant	HIMEJI-SHI HYOGO		PP
2866001	Yamasa Kamaboko Co., Ltd Yamasaki No 2 Factory	SHIKAMA-GUN HYOGO		PP
2866002	Yamasa Kamaboko Co., Ltd Yamasaki No 1 Factory	SHIKAMA-GUN HYOGO		PP
2866003	Yamasa Kamaboko Co., Ltd Yamasaki No 3 Factory	SHIKAMA-GUN HYOGO		PP
3404001	Onaki Suisan Co., Ltd	HIROSHIMA-SHI HIROSHIMA		PP
3404002 CS	Kyowa Reizou Co., Ltd	HIROSHIMA-SHI HIROSHIMA		CS
4367001	Processing Plant of Barinry Co., Ltd	HONDO-SHI KUMAMOTO		PP
4656001	Azama-Cho Gyogyo Kyodo Kumizi Marine Products Processing Factory	IZUMI-GUN KAGOSHIMA		PP
AM1-569	Shoshinman 60 (K.K. Marukichi)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
AM1-570	Shoshinman 68 (K.K. Marukichi)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
AM1-635	Shoshinman 82 (K.K. Marukichi)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV

AM1-636	Shoshinmaru 38 (Koyo Suisan K.K.)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
AM1-669	Mitsutomaru 18 (K.K. Yamasugi Sugimoto Shoten)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
AM1-683	Shoshinmaru 80 (Koyo Suisan K.K.)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
AM1-694	Shoshinmaru 83 (K.K. Marukichi)	HACHINOHE-SHI AOMORI-KEN		ZV
PS1-658	Koshinmaru 8 (Koshin Gyogyo K.K.)	CHUO-KU TOKYO-TO		ZV
HK1-1007	Habomaimaru 88 (Habomai Gyokyo)	NEMURO-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1130	Zuikomaru 81 (Esashi Gyogyo K.K.)	ESASHI-GUN HOKKAIDO		ZV
HK1-1131	Habomaimaru 21 (Habomai Gyokyo)	NEMURO-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1152	Zuikomaru 65 (Esashi Gyogyo K.K.)	ESASHI-GUN HOKKAIDO		ZV
HK1-1161	Heyomaru 21 (Ohno Suisan K.K.)	WAKKANAI-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1162	Hokenmaru 8 (Yamada Suisankogyo K.K.)	ABASHIRI-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1179	Zuikomaru 68 (Esashi Gyogyo K.K.)	ESASHI-GUN HOKKAIDO		ZV
HK1-1187	Habomaimaru 23 (Habomai Gyokyo)	NEMURO-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1195	Ryounmaru 22 (Takahayashi Gyogyo K.K.)	HAKODATE-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1211	Heyomaru 8 (Ohno Suisan K.K.)	WAKKANAI-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1213	Wakashiomaru 81 (Ishigaki Gyogyo K.K.)	NEMURO-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1221	Fukajimaru 12 (Ozawa Suisan K.K.)	RUMOI-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1255	Zuikomaru 5 (Esashi Gyogyo K.K.)	ESASHI-GUN HOKKAIDO		ZV
HK1-1257	Daitomaru 1 (Daibo Suisan K.K.)	WAKKANAI-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1304	Ryounmaru 25 (Takahayashi Gyogyo K.K.)	HAKODATE-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-1353	Shuuyomaru 12 (Karefuji Gyogyo K.K.)	HAKODATE-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-938	Habomaimaru 85 (Habomai Gyokyo)	NEMURO-SHI HOKKAIDO		ZV
HK1-973	Zuikomaru 55 (Esashi Gyogyo K.K.)	ESASHI-GUN HOKKAIDO		ZV
IT1-304	Kineimaru 18 (Koei Gyogyo K.K.)	KAMAISHI-SHI IWATE-KEN		ZV
IT1-325	Kineimaru 51 (Hannoko Suisan K.K.)	KAMAISHI-SHI IWATE-KEN		ZV
IT1-327	Kineimaru 53 (Hannoko Suisan K.K.)	KAMAISHI-SHI IWATE-KEN		ZV
KG1-222	Matsueimaru 11 (Matsuei Suisan Yugen Kaisha)	KUSHIKINO-SHI KAGOSHIMAKEN		ZV
KG1-261	Kairyumaru 21 (Kairyu Suisan Yugen Kaisha)	KUSHIKINO-SHI KAGOSHIMA-KEN		ZV
KG1-268	Matsueimaru 88 (Matsuei Suisan Yugen Kaisha)	KUSHIKINO-SHI KAGOSHIMAKEN		ZV
KG1-328	Hokaimaru 8 (Hokai Suisan Yugen Kaisha)	KUSHIKINO-SHI KAGOSHIMA-KEN		ZV
KG1-658	Koemaru 58 (Kanzaki Suisan)	KUSHIKINO-SHI KAGOSHIMA-KEN		ZV

KG1-80	Koimaru 108 (Kanzaki Suisan)	KUSHIKINO-SHI KAGOSIMA-KEN		ZV
KG1-888	Koimaru 88 (Kanzaki Suisan)	KUSHIKINO-SHI KAGOSIMA-KEN		ZV
KN1-1334	Daitomaru 1 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
KN1-1335	Daitomaru 7 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
KN1-1336	Daitomaru 8 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
KN1-655	Koimaru 78 (Tokuei Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-664	Sumiyoshimaru 68 (Toei Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-666	Koimaru 8 (Masahiro Kanazawa)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-667	Fukuseimaru 18 (Fukusei Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-670	Sumiyoshimaru 11 (Sumiyoshi Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-673	Sumiyoshimaru 16 (Nanyo Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-678	Sumiyoshi 5 (Koyo Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-680	Sumiyoshimaru 73 (Toei Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-686	Sumiyoshi 65 (Sumiyoshi Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-687	Sumiyoshimaru 71 (Taikyū Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-696	Toeimaru 15 (Toei Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-699	Koimaru 58 (Masahiro Kanazawa)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-702	Toeimaru 6 (Sumiyoshi Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-711	Koyomaru 6 (Koyo Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-712	Koimaru 81 (Masahiro Kanazawa)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-713	Toeimaru 8 (Taikyū Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-715	Koyomaru 31 (Taikyū Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-718	Jankomaru 8 (Junko Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-721	Koimaru 38 (Masahiro Kanazawa)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-725	Seikomaru 52 (Akebono Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-726	Sumiyoshimaru 10 (Akebono Suisan K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-727	Koimaru 86 (Tokuei Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-733	Sumiyoshimaru 81 (Sumiyoshi Gyogyo K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KN1-739	Sumiyoshimaru 75 (Koyo Suisan K.K.)	MIURA-SHI KANAGAWA-KEN		ZV
KO1-712	Sumimaru 8 (Hisao Kuroda)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-715	Kuroshiomaru 11 (Yukisada Sugimoto)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV

KO1-728	Dainmaru 28 (Yugen Kaisha Dain Suisan)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-729	Homamamaru 29 (Hinata Inoue)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-730	Shinimaru 85 (Haruo Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-737	Shinimaru 6 (Toshiharu Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-755	Yasumaru 28 (Masahiko Yoshioka)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-768	Otomaru 8 (Koichi Yamada)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-770	Dainmaru 1 (Haruo Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-771	Hirumaru 38 (Takao Kubota)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-775	Shinimaru 81 (Haruo Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-807	Dainmaru 78 (Yugen Kaisha Dain Suisan)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-810	Kenkyumaru 18 (Shinya Ebisu)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-811	Kinshomaru 18 (Katsuko Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-812	Shinimaru 87 (Haruo Sakata)	AKI-GUN KOCHI-KEN		ZV
KO1-821	Ryomaru 28 (Mikio Miyata)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-825	Ryoeimaru 58 (Tsurui Suisan K.K.)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-826	Tokujumaru 38 (Osamu Kawaguchi)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-828	Taiwamaru 88 (K.K. Taiwa)	TOSA-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-830	Fukuyoshimaru 18 (Kiyoshi Matsui)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-835	Fukuyoshimaru 68 (K.K. Daimi Suisan)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-836	Goemaru 38 (Daisuke Takei)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-851	Koryomaru 51 (Kazuhiko Nishino)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-891	Goemaru 68 (Daisuke Takei)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-938	Ryoeimaru 38 (Tsurui Suisan K.K.)	MUROTO-SHI KOCHI-KEN		ZV
KO1-978	Taiwamaru 78 (Kenkichi Kagoo)	TOSA-SHI KOCHI-KEN		ZV
ME1-808	Chokyumaru 5 (Choei Okado)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-812	Chokyumaru 21 (Choei Okado)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-828	Chokyumaru 28 (Choei Okado)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-835	Keifukumaru 17 (Iwao Miki)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-837	Fukujumaru 51 (Fukujyu Kogyo K.K.)	KITAMURO-GUN MIE-KEN		ZV
ME1-855	Keifukumaru 1 (Iwao Miki)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-865	Chokyumaru 12 (Choei Okado)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-870	Chokyumaru 1 (K.K. Chokyumaru)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV

ME1-871	Chokyumaru 11 (K.K. Chokyumaru)	OWASE-SHI MIE-KEN		ZV
ME1-910	Fukujumaru 75 (Fukuju Kogyo K.K.)	KITAMURO-GUN MIE-KEN		ZV
MG1-1197	Shoemaru 7 (Katukara Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1268	Seiryomaru 1 (Hatakeyama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1307	Taikomaru 1 (Taiko Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1308	Shirneimaru 31 (K.K. Kamishiro Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1330	Taikomaru 2 (Taiko Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1338	Yahatamaru 68 (K.K. Yahata Suisan)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1350	Fukuyoshimaru 65 (Kato Gyogyo K.K.)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1358	Ryubomaru 58 (K.K. Sakyu Shoten)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1362	Koemaru 2 (K.K. Mogiroku Shoten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1365	Tenymaru 68 (K.K. Mimasu Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1367	Hinodemaru 51 (Hatakeyama Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1380	Shirneimaru 78 (K.K. Kamishiro Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1403	Taikomaru 38 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1413	Nikkomaru 38 (Nikko Suisan K.K.)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1415	Shoemaru 1 (Katukara Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1417	Chiyomaru 78 (Wayama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1421	Seiryomaru 8 (Hatakeyama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1486	Fukutokumaru 7 (Fukutoku Gyogyo K.K.)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1487	Chiyomaru 17 (Wayama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1505	Chiyomaru 1 (Wayama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1506	Koemaru 5 (K.K. Mogiroku Shoten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1530	Shirneimaru 3 (K.K. Kamishiro Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1537	Tenymaru 38 (K.K. Mimasu Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1560	Hakkomaru 58 (Hakko Gyogyo K.K.)	ISHINOMAKI-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1568	Taikomaru 68 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1575	Fukutokumaru 78 (Fukutoku Gyogyo K.K.)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1578	Seiryomaru 11 (Hatakeyama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1588	Hoyomaru 35 (Hoyo Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1606	Chiyomaru 3 (Wayama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV

MG1-1620	Ryoeimaru 38 (Shichigahama Gyogyo K.K.)	MIYAGI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1630	Shirameimaru 38 (K.K. Kamishiro Suisan)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1632	Kaigatamaru 81 (Kaigatasusan K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1633	Tenyumaru 3 (K.K. Mimasu Suisan)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1653	Taikomaru 8 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1655	Ryoyoshimaru 1 (K.K. Kanedai)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1656	Hinodemaru 38 (Hatakeyama Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1665	Yahatamaru 18 (K.K. Yahata Suisan)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1677	Taikomaru 7 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1681	Ryoomaru 28 (Sato Gyogyo K.K.)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1682	Taikomaru 28 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1706	Tenyumaru 6 (K.K. Mimasu Suisan)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1708	Ryoomaru 88 (Sato Gyogyo K.K.)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1711	Kaigatamaru 52 (Kaigatamaru Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1713	Chiyomaru 8 (Yamashiro Suisan K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1717	Kenshomaru 81 (K.K. Ashikagahonten)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1718	Yahatamaru 88 (K.K. Yahata Suisan)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1733	Ryoeimaru 78 (Shichigahama Gyogyo K.K.)	MIYAGI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1735	Taikomaru 17 (Murata Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1736	Shoemaru 5 (Katukura Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1765	Ryoomaru 38 (Sato Gyogyo K.K.)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1770	Ryoomaru 68 (Yugen Kaisha Jmpo Siosan)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1775	Shirameimaru 8 (K.K. Kamishiro Suisan)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1776	Shofukumaru 1 (K.K. Usufukahonten)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1785	Shoyomaru (Taiko Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1788	Ryoeimaru 28 (Shichigahama Gyogyo K.K.)	MIYAGI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1803	Koemaru 18 (Koei Suisan K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1807	Kaigatamaru 81 (Kaigata Maru Gyogyo K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1815	Chiyomaru 18 (Yamashiro Suisan K.K.)	KESENNUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1821	Koshomaru 3 (Kumaei Sangyo K.K.)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1825	Ryoomaru 1 (Sato Gyogyo K.K.)	SHIOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV

MG1-1831	Tenyumaru 7 (K.K. Mirasa Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1838	Shoemaru 8 (Yugen Kaisha Shoei Suisan)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1850	Shofukumaru 38 (K.K. Usafukuhorten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1853	Seiryomaru 12 (Hatakeyama Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1885	Ryoomaru 8 (Sato Gyogyo K.K.)	SHOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1906	Koyomaru 5 (Tsurumotoshouten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1907	Kaigotamaru 88 (Kaigata Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1918	Yahatamaru 8 (K.K. Yahata Suisan)	MOTOYOSHI-GUN MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1920	Shofukumaru 58 (K.K. Usafukuhorten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1923	Chiyomaru 28 (Yamashiro Suisan K.K.)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1955	Ryoomaru 5 (Sato Gyogyo K.K.)	SHOGAMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
MG1-1966	Koyomaru 7 (Tsurumotoshouten)	KESENUMA-SHI MIYAGI-KEN		ZV
NS1-1013	Shotokumaru 75 (Eisho Suisan K.K.)	NAGASAKI-SHI NAGASAKI-KEN		ZV
NS1-1042	Shotokumaru 72 (Tomiei Kai in Yugen Kaisha)	NAGASAKI-SHI NAGASAKI-KEN		ZV
NS1-1044	Shotokumaru 73 (Tomiei Kai in Yugen Kaisha)	NAGASAKI-SHI NAGASAKI-KEN		ZV
NS1-1075	Shotokumaru 78 (Shotoku Suisan K.K.)	NAGASAKI-SHI NAGASAKI-KEN		ZV
SO1-1088	Fujiseimaru 27 (Fujisuisan K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-1115	Shinseimaru 3 (Taiyo Susan K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-1116	Shinseimaru 5 (Taiyo Susan K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-1121	Shinseimaru (Taiyo Susan K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-1182	Fujiseimaru 36 (Fujisuisan K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-975	Syoakeimaru 7 (Syowagyogyo K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
SO1-995	Syoakeimaru 6 (Syowagyogyo K.K.)	YAZU-SHI SHIZUOKA-KEN		ZV
TK1-1177	Koyomaru 15 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1230	Koyomaru 16 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1256	Koyomaru 17 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1269	Koyomaru 18 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1312	Koyomaru 20 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1326	Fukushimaru 11 (Fukushin Suisan Yugen Kaisha)	HIKI-GUN SAITAMA-KEN		ZV
TK1-1337	Reppumaru 1 (Taiyo A&F K.K.)	CHIYODA-KU TOKYO-TO		ZV
TK1-1349	Fukushimaru 8 (Fukushin Suisan Yugen Kaisha)	HIKI-GUN SAITAMA-KEN		ZV

TK1-1350	Fukushimaru 1 (Fukushin Suisan Yugen Kaisha)	HIKI-GUN SAITAMA-KEN		ZV
TK1-1351	Fukushimaru 3 (Fukushin Suisan Yugen Kaisha)	HIKI-GUN SAITAMA-KEN		ZV
TY1-113	Koryomaru 38 (Ogino Gyogyo Seisan Kuriai)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-125	Koryomaru 51 (Seiichi Ogino)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-131	Koryomaru 5 (Seiichi Ogino)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-175	Koryomaru 68 (Seiichi Ogino)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-176	Koryomaru 8 (Ogino Gyogyo Seisan Kuriai)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-177	Koryomaru 15 (Ogino Gyogyo Seisan Kuriai)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-183	Koryomaru 81 (Ogino Gyogyo Seisan Kuriai)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV
TY1-76	Koryomaru 32 (Ogino Gyoseiso)	TAKAOKA-SHI TOYAMA-KEN		ZV

Categorie Legend:

CS Cold store
PP Processing plant
ZV Freezer vessel

CS Entrepôt frigorifique
PP Etablissement
ZV Bateau congélateur

(3) 英国

英国においては、水産物・水産加工品の検疫に関する規則は、動物検疫の章において言及した規則のほかに、食品衛生の章において言及した水産物、二枚貝の検疫条件の詳細や食品衛生上の規定を詳細に定めた The Food Safety (Fishery Products and Live Shellfish) (Hygiene) Regulations 1998 の規則を満たす必要がある。

これらの規則は基本的に EU 指令を英国内に適用したものであることから、日本から英国内への水産物・水産加工品の輸入も EU 指令・決定に準じたものとなっており、EU 域外国からの水産物・水産加工品の英国への輸入には、衛生証明書の添付および、EU 委員会が決定した輸入水産物のコンディションに関する条件をクリアしたもののみが輸入できることとされている。

すなわち、日本政府が認定した EU の衛生基準を満たす加工施設で加工・生産されたもののみが英国へ輸出可能ということになる。

また上記の規則においては、添付が義務付けられている衛生証明書についてもそれぞれ、以下のような様式、内容が定められている。

- ・証明書は一枚のシートとして書かれていなくてはならない。
- ・英語を使って書かれていなくてはならない。また、場合によっては最終輸入先国・領域の公用語で書かれる必要があることがある。
- ・EU 域外国からの水産物の衛生証明書について規定した EC 決定第 01/67 号付表（貝類の場合は EC 決定第 96/333 号）の見本で言及されている情報を含んでいなくてはならない。
- ・上記見本で言及されている内容につき証明する旨の、当該水産物産出国が指定する公認衛生担当検査官による署名と日付が附されていなければならない。

資料 5： EU 域内への水産物の輸入に求められる衛生証明書の内容

EC 決定 2002/471 号 付表 A

Health Certificate

**For fishery aquaculture products originating in Japan and intended for export to te European
Community**

Reference No:.....

Country of dispatch: **Japan**

Competent authority: “Inspection and Safety dvision (ISD) of the Ministry of Health, Labour and Welfare”

• **Details identifying the fishery products**

- Description of fishery/aquaculture⁽¹⁾ products:.....
 - species (scientific name):.....
 - presentation of products and type of treatment⁽²⁾:.....
- Code No (where available):.....
- Type of

packaging:.....

- Number of packages:.....
- Net weight:.....
- Requisite storage and transport temperature:.....

• **Origin of products**

Name(s) and official approval No(s) of establishment(s), factory vessel(s), or cold store(s) approved or freezer vessel(s) registered by the ISD for export to the EC

.....
.....
.....
.....

• **Destination of products**

The products are dispatched

from:.....

(place of dispatch)

to:.....

(country and place of destination)

by the following means of transport:.....

Name and address of dispatcher:.....

Name of consignee and address at place of destination:.....

⁽¹⁾ Delete where applicable.

⁽²⁾ Live, refrigerated, frozen, salted, smoked, preserved, etc.

Health attestation

- The official inspector hereby certifies that the fishery or aquaculture products specified above:
 1. were caught and handled on board vessels in accordance with the health rules laid down by Directive 92/48/EEC;
 2. were landed, handled and where appropriate, packaged, prepared, processed, frozen, thawed and stored hygienically in compliance with the requirements laid down in Chapters , and of the Annex to Directive 91/493/EEC;
 3. have undergone health controls in accordance with Chapter of the Annex to Directive 91/493/EEC;
 4. are packaged, marked, stoned and transported in accordance with Chapters , and of the Annex to Directive 91/493/EEC;
 5. do not come from toxic species or species containing biotoxins;
 6. have satisfactorily undergone organoleptic, parasitological, chemical and microbiological checks laid down for certain categories of fishery products by Directive 91/493/EEC and in the implementing Directives 91/493/EEC and in the implementing decisions thereto.
 7. in addition, where the fishery products are frozen or processed bivalve molluscs were obtained from approved production areas laid down by the Annex to Decision 2002/470/EC, laying down special conditions for the import of bivalve molluscs, echinoderms, tunicates and marine gastropods from Japan,
- The undersigned official inspector hereby declares that he is aware of the provisions of Directives 91/492/EEC, 91/493/EEC and 92/48/EEC and Decisions 95/538/EC and 2002/470/EC.

Done at on

(Place)

(Date)

Official stamp⁽³⁾

.....
Signature of official inspector⁽³⁾

.....
(Name in capital letters, capacity and qualifications of person signing)

⁽³⁾ The colour of the stamp and signature must be different from that of the other particulars in the certificate.

3. 野菜・果実に関する規則

(1) 輸入可能な野菜・果実

野菜・果実のうち次の品目については、EC 規則第 96/2200 号（96 年 10 月 28 日付（97/2520、99/857、99/1257、00/2699、00/2826、01/718、01/911、02/545、02/1881、03/47 により修正））の第 2 条により、EU 共通の規格が定められており、これが直接英国等にも適用されている。

この規格が定められた品目については、「Extra」、「カテゴリー」、「カテゴリー」または同等級のものでなければ日本を含む EU 域外の国・地域からの輸入は認められない。

< EU 共通規格の対象となる野菜・果実 >

(野菜)

アーティチョーク	アスパラガス	アボガド
ナス	ニンニク	ニンジン
セロリー	キクジシャ（ウイトローフ）	カリフラワー
玉キャベツ	芽キャベツ	キュウリ
ズッキーニ	ハウレンソウ	インゲンマメ
レタスと縮れ葉チコリ	タマネギ	ネギ
さやいんげん	ピーマン	トマト
養殖きのこ		

(果実)

アプリコット	かんきつ類	アーモンド
さくらんぼ	イチゴ	キーウィ
メロン	ヘーゼルナッツ	クルミ
スイカ	桃およびネクタリン	リンゴおよびナシ
プラム	ブドウ	

(2) 輸入手続

通関前検査（輸入生鮮野菜・果実の品質規格検査）

EU 域外から輸入されている生食用の生鮮野菜・果実で、EU レベルでの規格が設定されている品目は、EC 規則第 2001/1148 号（2001 年 6 月 21 日付（01/2379、03/408 により修正））に基づき EC 規格上、Extra またはカテゴリー、または同等の輸

出国における規格に合致しているかどうかの検査を通関に先立って受けなければならない。

検査済み証明書

輸出国の公的な検査機関が EU の認可を受けている場合は、生鮮野菜・果実は EU に向けて輸出される前に輸出国内において規格に適合しているかの検査を受けることができ、輸出国の検査機関が発行する証明書を添付して輸出することにより、産品が輸出される時点においては規格に合致していたものとみなされる。この検査済み証明書の作成に当たっては、以下の書式のうちいずれかに該当する書式で作成しなければならない。

- ・ EEC 規則第 2001/1148 号附表 1 に掲載された書式
- ・ 野菜・果実の規格化に関するジュネーブのプロトコールに添付された EEC および国連による書式

輸入時の検査

生鮮野菜・果実に検査済み証明書が添付されていない場合には、輸入国においてロットごとの品質検査を行わなければ域内市場への流入は許されない。

表示事項

輸入生鮮野菜・果実は、元の包装のまま流通する場合、種類の表示、原産国の表示、品質カテゴリーに関して共通品質規格に従う。なお、輸入された包装にこれらの表示がない場合には、輸入業者が責任を持ってこれを行わなければならない。または輸入業者から直接産品を買い入れた業者が輸入国における所管庁の監督のもとにこれを行うこととされている。

なお、原産国の表示については、次のとおり定められている。

- ・ 卸売販売、小売販売で元の包装から出して販売される場合には、張り紙（プラカード）にタテ 3cm 以上の大きさの活字体大文字で原産国を表示する。
- ・ 袋・容器入りで販売される場合には、外側の容器にタテ 2cm 以上の活字体大文字で原産国を表示する。
- ・ 内包み（びん、缶など）はタテ 4mm 以上 2cm 以下の活字で原産国を表示する（穴が浮き彫りによる）。

かんきつ類についての特記事項

かんきつ類については、規格、表示方法等につき規則がある。これらに関する EU レベルでの規格、諸規則は EC 規則第 2001/1799 号（02/453、02/2010、03/46 により修正）に定められている。

資料 6： 生鮮野菜・果実の EU 共通規格適合検査済み証明書の内容

EC 規則 2001/1148 号 付表 1

13.6.2001

EN

Official Journal of the European Communities

L 156/15

ANNEX I

CERTIFICATE OF CONFORMITY WITH THE COMMUNITY MARKETING STANDARDS FOR FRESH FRUIT AND VEGETABLES

1. Trader		Certificate of conformity with the marketing standards applicable to fresh fruit and vegetables as provided by Regulation (EC) No 2200/96 No (This certificate is exclusively for the use of inspection bodies)	
2. Packer identified on packaging (if other than trader)		3. Inspection body	
		4. Place of inspection/country of origin (*)	5. Region or country of destination
6. Identifier of means of transport			7. <input type="checkbox"/> internal <input type="checkbox"/> import <input type="checkbox"/> export
8. Packages (number and type) — — — —	9. Type of product (variety if the standard specifies)	10. Quality class	11. Total weight in kg gross/net (*)
12. The abovementioned inspection body certifies following inspection by sampling that the above goods correspond at the time of inspection to the marketing standards referred to in Article 2 of Regulation (EC) No 2200/96 in force. Customs office for access: entry/exit (*) Period of validity: days Place and date of issue Inspector: (name in block letters) Signature			
13. Comments			

(*) Where the goods are being re-exported, indicate their origin in box 8.
(*) Delete as appropriate.

・ 関連機関連絡先リスト

HM Customs and Excise

VAT についての問い合わせ

HM Customs and Excise
National Advice Service
Tel: 0845 010 9000 (国内)
(+44) 20 8929 0152 (国外)

CHIEF Trade User Guides の取り寄せ

HM Customs and Excise
CHIEF Operations Team
Tel : 01702 366800/6761
Fax : 01702 366825

CHIEF 上の CAP 免許申請についての技術的な問い合わせ

HM Customs and Excise
Customs International Trade Operation, CAP Team
Tel : 01702 361764
Email : tracey.jones@hmce.gsi.gov.uk

CHIEF 輸入ライセンスコントロール

HM Customs and Excise
Electronic Import Licensing Controls
住所 : 7th Floor
South Portcullis House
27 Victoria Avenue
Southend-on-Sea
Essex SS2 6AL
Tel : 01702 361805
Fax : 01702 361800
Email : chris.larkin@hmce.gsi.gov.uk

NES (New Export System) についての一般的な問い合わせ

HM Customs and Excise
NES Helpline
Tel : 029 20 386254
Email : lynne.davies@hmce.gsi.gov.uk Website : www.hmce.gov.uk

Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA)

HQ (本部)

住所： Nobel House
17 Smith Square
London SW1P 3JR
Tel： 020 7238 6000 (代表)
Website: www.defra.gov.uk

ヘルプライン

Tel： 08459 33 55 77 (国内)
(+44) 20 7238 6591 (国外)
Fax： 020 7238 3329
Email： helpline@defra.gsi.gov.uk

植物防疫に関する問い合わせ (Plant Health Division)

住所： Foss House
Kings Pool
1-2 Peasholme Green
York YO1 2PX
Tel： 01904 455 174
Fax： 01904 455 199
Email： planthealth.info@defra.gsi.gov.uk

動物検疫に関する問い合わせ

住所： 1A Page Street
London SW1P 4PQ

< Animal Imports >

Tel： 家畜 020 7904 6434
鳥、卵の孵化 020 7904 6353
馬 020 7904 6331

Email： animalimports@defra.gsi.gov.uk

< Germplasm Imports >

Tel： 家畜の生殖細胞、精子 020 7904 6442
鳥の生殖細胞、精子 020 7904 6353
馬の生殖細胞、精子 020 7904 6331

Email： germplasmimports@defra.gsi.gov.uk

< Product Imports >

Tel： 生肉、肉製品の輸入 020 7904 6496
動物由来の製品の輸入 020-7904-6506

Email： productimports@defra.gsi.gov.uk

< Veterinary checks and BIPs >

Tel： 獣医学的検査、国境検査 Louise Mount 020 7904 6503

Food Standard Agency

一般的な問い合わせ、食品衛生一般

UK Office (本部)

住所: Aviation House

125 Kingsway

London WC2B 6NH

Tel: 020 7276 8000 (代表番号)

020 7270 8960 (緊急)

Email: helpline@foodstandards.gsi.gov.uk

Website: www.food.gov.uk

個別食品の衛生について

肉類	Meat Hygiene Service	Tel: 0190 445 5501
魚介類	Fish and Shellfish Hygiene	Tel: 020 7276 8954
牛乳、乳製品	Milk and Milk Products	Tel: 020 7276 8162
卵、卵製品	Eggs and Egg Products	Tel: 020 7276 8973

食品添加物

人口甘味料、酵素、香味料	Tel: 020 7276 8583
その他添加物について	Tel: 020 7276 8570

Email: foodadditives@foodstandards.gsi.gov.uk

食品表示

一般的な食品の表示について

Labelling

Tel: 020 7276 8147

Email: labelling@foodstandards.gsi.gov.uk

遺伝子組換え食品の表示について

Tel: 020 7276 8596

個別の食品について

離乳食、瘦身食品、栄養食品	Tel: 020 7276 8143
ミネラルウォーター	Tel: 020 7276 8153
牛乳、乳製品	Tel: 020 7276 8162
果汁	Tel: 020 7276 8156
有機栽培食品	Tel: 020 7276 8460

Pesticides Safety Directorate

農薬に関する規制の問い合わせ

住所: Mallard House

Kings Pool

3 Peasholme Green

York YO1 7PX

Tel: 01904 455 775

Fax: 01904 455 733

Email: information@psd.defra.gsi.gov.uk

Website: www.pesticides.gov.uk

Department of Trade and Industry (貿易産業省)

住所： 1 Victoria Street
London SW1H 0ET
Tel： 020 7215 5000 (DTI Enquiry Unit より各担当部署に転送)
Email： dti.enquiries@dti.gsi.gov.uk
Website: www.dti.gov.uk

食品の正味量の表示について
Consumer and Competition Policy Directorate (CCP)
Weights & Measurers
Website: www.dti.gov.uk/ccp/
(同部署では、あらゆる製品の重・容量の表示を担当しており、食品も含まれている。)

Rural Payments Agency (RPA)

HQ (本部)

住所： Kings House
33 Kings Road
Reading RG1 3BU
Tel： 0118 958 3626
Fax： 0118 959 7736
Email： enquiries@rpa.gsi.gov.uk
Website： www.rpa.gov.uk

輸入免許取得の際の、事前の業者登録についての問い合わせ
Rural Payments Agency (RPA)
Trader Registration
Tel: 0118 953 1430

CAP 免許についての問い合わせ
Rural Payments Agency (RPA)
Trader Scheme Management Unit
Operations Newcastle
住所： Lancaster House
Hampshire Court
Newcastle-upon-Tyne NE4 7YH
Tel： 0191 226 5050

CAP 免許の電子的発行についての問い合わせ
Gary Howe Tel: 0191 226 5047
Email: gary.howe@rpa.gsi.gov.uk
Steve Barnes Tel: 0191 226 5248
Email: steve.barnes@rpa.gsi.gov.uk

. フランス

目次

- 1 . 輸入の手続き
 - 1.1 検疫
 - 1.2 通関手続きの基本的流れ

- 2 . 食品規制
 - 2.1 食品添加物
 - 2.2 食品表示

- 3 . 食品の安全性に関する規則
 - 3.1 総則
 - 3.2 農産物の汚染に関する規定
 - 3.3 保存処理に関する規定
 - 3.4 食品に直接触れる素材に関する規定
 - 3.5 洗剤・消毒剤の安全性に関する規定

- 4 . 動・植物検疫
 - 4.1 植物防疫
 - 4.2 動物検疫

- 5 . 個別食品に関する規則
 - 5.1 野菜・果物に関する規則
 - 5.2 食肉・食肉加工品
 - 5.3 水産物および水産加工品に関する規制
 - 5.4 緑茶に関する規則
 - 5.5 水産缶詰
 - 5.6 海藻（海苔、ヒジキ等）
 - 5.7 日本産リンゴ、ミカン

資料1 . フランスに現在日本から輸入のある品目の輸入規制等

資料2 . 関連機関連絡先リスト

1.輸入の手続き

1.1 検疫

動物検疫または植物検疫の対象となるものを EU 域内に輸入する場合、EU 域内に貨物が物理的に入った時点で、まず検疫が行われ、併せ通関手続、そして最終目的国までの輸送が行われる。

動物・動物性製品については EU レベルで規定されている EU 領域境界の検疫所で獣医学的検査を受けなければならない、検疫に合格したものには検疫「レッセパッセ」(自由通行証)が発行され、同通行証を伴うことによって EU 域内で自由に流通することができる。植物・植物性製品については EU 域内税関事務所にて、植物防疫検査が行なわれ、検査に合格したものには、防疫パスポートが発行される。同パスポートの交付を受けた植物・植物性製品は EU 域内で自由に流通することができる。ただし、植物の種類によっては保護ゾーン等の制限をうける。動物、植物のいずれも、検疫段階で条件が満たされていないもの(例えば食肉の輸入の第三国リストに掲載されていない国からの当該製品の輸入、製品に添付されるべき衛生証明書等の書類の欠落)あるいは、検疫段階での衛生状態が不適正と判断されたものについては、輸出国への返送あるいは押収、廃棄処分等の処置が取られることになる。

1.2 通関手続きの基本的な流れ

1.2.1 税関への申告義務

フランスにおいて、EU 加盟国と域外国との間の輸出入を行う者は、税関に申告を行って輸出入貨物の通関を行う義務を負う。税関への申告は、EU 共同体領域であるが、同税務領域から分離されている領土(フランス海外県、フランス海外領土)との取引にも必要になる。

輸入

フランスにおいて、「輸入」とは、域外国から貨物を導入することを指す。これらの輸入貨物は通関手続を経て、関税等を支払うことにより EU 域内自由取引可能(LIBRE PRATIQUE)貨物、すなわち、EU 域内貨物とみなされる。

例外

郵便により配達される貨物については、輸入については詳細申告は不要である。(税関簡易手続きの導入に関する 2002 年 4 月 5 日付政令第 2002-491 号)

1.2.2 通関手続き

通関手続きの流れは以下のとおり。

- ・ 税関事務所に貨物を搬入し、照覧する。
- ・ 当該貨物について適用される通関制度（REGIME DOUANIER、直接輸出入または様々な一時輸出入等）を決定するために詳細申告を行う。
- ・ 同申告を補足するものとして、個別規則により必要とされる（他法令手続）書類を作成、提出する。
- ・ 関税および諸税を支払う。

上記の手続を終了して、かつ必要な場合には税関による貨物の検査を経た後に初めて、輸入者は当該貨物を引取ることができる。

通関手続きの期限

入港から 24 時間以内に貨物を税関事務所に提出しなければならない。提出は以下の形式をとる。

- 当該貨物に関し、通関制度を特定する場合は、詳細申告（完全申告）を行う。
- 当該貨物を一時保管倉庫等に保管する場合には略式申告を行う。

他の EU 加盟国を経由して輸入する場合には、EU 領域内に貨物が物理的に入った時点では、通関手続きを行う義務は発生しない。域外からの貨物は、トランジット証明が取得されていれば最終輸入通関手続きを行う EU 加盟国までの輸送が認められる。域外からの貨物について、フランス以外の域内国で輸入手続きを行った場合には、当該貨物は共同体域内自由流通制度（REGIME DE LIBRE CIRCULATION INTRA-COMMUNAUTAIRE）の適用を受ける。つまり当該貨物は直接にフランスに輸送することが可能となる。この場合、輸入者は、共同体域内貿易に関して定められる通関統計および税務に関する申告義務（財の取引の申告）を履行し、税務当局に付加価値税の納付（売上申告様式）を行う必要がある。

税関への申請

税関への申請は輸入品の性質にかかわらず、以下の 2 つのいずれかの手続に分けられ、どちらかになるかは DAU（単一行政書類）への記入によって決定する。

- ・ 一般通関手続き
- ・ 簡易通関手続き

いずれの手続をとるかによって税関に提出する書類が異なる。

税関では、製品および製品に添付されている書類の検査が行なわれ、関税等、諸税の納付を経て、貨物引取りとなる。(引取り信用、関税信用、担保等により、事後納付の可能性もある)

1.2.3 輸入関税等

EU

EU 域内への輸入に適用される関税率は、毎年 EU 官報に発表される。2004 年度に適用される関税率については、2003 年 9 月 11 日付け官報に、Commission Regulation (EC) No.1789/2003 として公表されている。この中で農水産物に係る通常関税については、付表の Part 2 において、関税分類番号の 0101 11 00 から 2403 99 90 まで約 160 頁にわたって掲載されている。

ここにおいて、通常課税の他、農水産物には、参入価格システム、輸入ライセンス(以上野菜・果実等) 追加関税(砂糖、家きん等)、関税割当(肉・肉製品、魚、乳製品、果実野菜、砂糖等 105 項目について。同付表 7 に掲載)等が関係してくることに留意する必要がある。

*参入価格(Entry Price) システム:これは、トマト、キュウリ等の野菜、柑橘類、ブドウ、リンゴ、ナシ等の果実およびジュースに適用される。一定の「参入価格」を下回る価格で産品が輸入される場合に追加的に関税相当量が課されるシステム。詳細については、同付表の Part3 内の表 2 および規則 3223/94 号(規則 453/2002 号により最新更新)参照。

*輸入ライセンス:野菜・果実や加工野菜・加工果実の輸入に関して特別セーフガードの発動の前提となる輸入数量把握のためのシステムで 96 年から導入されている。(規則 1555~7/96 号、規則 1921/95 号)。輸入ライセンスの対象となる野菜・果実や加工野菜・加工果実のリストは官報に公表されるが、野菜・果実は 2002 年 12 月 23 日(規則 2337/2002 号付表)現在で以下のとおり。

- ・トマト
- ・キュウリ
- ・アーティチョーク
- ・クルジェット
- ・オレンジ
- ・ミカン
- ・マンダリン
- ・レモン
- ・食卓用ブドウ
- ・リンゴ
- ・ナシ
- ・アプリコット

- ・サクランボ
- ・桃
- ・プラム

フランス

フランスへの輸入に当たっても、原則として上の関税率が同様に適用される。これらの中で、柑橘類、リンゴ、ナシ、キノコ、魚介類のすり身、調味料、日本酒、米に対して適用される関税率については次の表のとおりである。

2003年9月にEU官報上で発表された関税率については、関税率表を参照のこと。

< EU 関税率表 >

< 関税率表 >

(参考例)

C Nコード	品 名	関 税 率	
		域 内 定 率 (autonomous)	協 定 率 (conventional)
0805.20	マンダリン(タンジェリンス、うんしゅうミカン含む)、クレメインティン、ウィルキング、その他類似の改良種		
0805.20.30	1月1日から2月末まで モンレアルス、うんしゅうミカン 正味量 100kg 当たりの価格 (参入価格とも、以下同じ) 28.6€以上 28€以上 28.6 未満 27.5€以上 28 未満 26.9€以上 27.5 未満 26.3€以上 26.9 未満 26.9€未満		16% 16% + 0.6€100kg 毎 16% + 1.1€100kg 毎 16% + 1.7€100kg 毎 16% + 2.3€100kg 毎 16% + 10.6€100kg 毎

注)関税率表の第3欄に挙げられている域内定率(autonomous)は、第4欄の協定率(conventional)を下回る場合にのみ適用される。第3欄、第4欄とも数値が%のみで表されているものは従価税である。第4欄の税率は1/1~30/6は1月1日~6月30まで、1/7~31/12は7月1日~12月31日までの期間実施される。

C Nコード	品 名	関 税 率	
		域 内 定 率 (autonomous)	協 定 率 (conventional)
0805.20	マンダリン(タンジェリンス、うんしゅうミカン含む)、クレメインタイン、ウィルキング、その他類似の改良種		
0805.20.30	<p>1月1日から2月末まで モンレアルス、うんしゅうミカン</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格 (参入価格とも、以下同じ)</p> <p>28.6€以上 28€以上 28.6€未満 27.5€以上 28€未満 26.9€以上 27.5€未満 26.3€以上 26.9€未満 26.3€未満</p> <p>3月1日から10月31日まで 11月1日から12月31日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>28.6€以上 28€以上 28.6€未満 27.5€以上 28€未満 26.9€以上 27.5€未満 26.3€以上 26.9€未満 26.3€未満</p>		<p>16%</p> <p>16% + 0.6€/100kg 毎 16% + 1.1€/100kg 毎 16% + 1.7€/100kg 毎 16% + 2.3€/100kg 毎 16% + 10.6€/100kg 毎</p> <p>16%</p> <p>16%</p> <p>16% + 0.6€/100kg 毎 16% + 1.1€/100kg 毎 16% + 1.7€/100kg 毎 16% + 2.3€/100kg 毎 16% + 10.6€/100kg 毎</p>

0805.20.90	<p>その他ミカン</p> <p>1月1日から2月末まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>28.6€以上</p> <p>28€以上 28.6€未満</p> <p>27.5€以上 28€未満</p> <p>26.9€以上 27.5€未満</p> <p>26.3€以上 26.9€未満</p> <p>26.3€未満</p> <p>3月1日から10月31日まで</p> <p>11月1日から12月31日まで</p>		<p>16% (1)</p> <p>16% + 0.6€100kg 毎 (1)</p> <p>16% + 1.1€100kg 毎 (1)</p> <p>16% + 1.7€100kg 毎 (1)</p> <p>16% + 2.3€100kg 毎 (1)</p> <p>16% + 10.6€100kg 毎 (1)</p> <p>16% (1)</p>
------------	---	--	---

(1)関税割当て(付表7) 2/1~4/30までクォータ量 15,000 トン、税率 2%、ただし、クォータ量の設定はEUの備蓄量によって変わってくる

0806.10	ブドウ（フレッシュ）		
0806.10.10	テーブルグレープ		8%
	1月1日から7月14日まで		
	エンペラー種		11.5%
	（1月1日から1月31日まで）		
	その他		14.1%
	7月15日から7月20日まで		
	7月21日から10月31日まで		
	（参入価格とも以下同じ）		
	正味量 100kg 当たりの価格		
	54.6€以上		14.1% (2)
	53.5€以上 54.6€未満		17.6% + 1.1€100kg 毎 (2)
	52.4€以上 53.5€未満		17.6% + 2.2€100kg 毎 (2)
	51.3€以上 52.4€未満		17.6% + 3.3€100kg 毎 (2)
	50.2€以上 51.3€未満		17.6% + 4.4€100kg 毎 (2)
	50.2€未満		17.6% + 9.6€100kg 毎 (2)
	11月1日から11月20日まで		
	正味量 100kg 当たりの価格		
	47.6€以上		11.5%
	46.6€以上 47.6€未満		14.4% + 1€100kg 毎
	45.7€以上 46.6€未満		14.4% + 1.9€100kg 毎

	44.7€以上 45.7€未満 43.8€以上 44.7€未満 43.8€未満 11月21日から12月31日まで エンペラー種 (12月1日から12月31日まで) その他		14.4% + 2.9€/100kg 毎 14.4% + 3.8€/100kg 毎 14.4% + 9.6€/100kg 毎 8% 11.5%
--	---	--	---

(2) 関税割当て(付表7)7月21日から10月31日までクォータ量1,500トン、従価関税9%

0808	生鮮リンゴ、洋ナシ、カリン		
0808.10	リンゴ		
0808.10.20	ゴールドデン・デリシャス種(略)		
0808.10.50	グラニースミス種(略)		
0808.10.90	その他		
	1月1日から2月14日まで		
	正味量 100kg 当たりの価格 (参入価格とも、以下同じ)		
	56.8€以上		4%
	55.7€以上 56.8€未満		6.4% + 1.1€100kg 毎
	54.5€以上 55.7€未満		6.4% + 2.3€100kg 毎
	53.4€以上 54.5€未満		6.4% + 3.4€100kg 毎
	52.3€以上 53.4€未満		6.4% + 4.5€100kg 毎
	52.3€未満		6.4% + 23.8€100kg 毎
	2月15日から3月31日まで		
	正味量 100kg 当たりの価格		
	56.8€以上		4%
	55.7€以上 56.8€未満		6.4% + 1.1€100kg 毎
	54.5€以上 55.7€未満		6.4% + 2.3€100kg 毎
	53.4€以上 54.5€未満		6.4% + 3.4€100kg 毎
	52.3€以上 53.4€未満		6.4% + 4.5€100kg 毎
	51.1€以上 52.3€未満		6.4% + 23.8€100kg 毎
	50€以上 51.1€未満		6.4% + 5.7€100kg 毎
	50€未満		6.4% + 6.8€100kg 毎
	4月1日から6月30日まで		
	正味量 100kg 当たりの価格		

	<p>56.8€以上 55.7€以上 56.8€未満 54.5€以上 55.7€未満 53.4€以上 54.5€未満 52.3€以上 53.4€未満 51.1€以上 52.3€未満 50€以上 51.1€未満 48.8€以上 50€未満 48.8€未満</p> <p>7月1日から7月15日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>45.7€以上 44.8€以上 45.7€未満 43.9€以上 44.8€未満 43.0€以上 43.9€未満 42.0€以上 43.0€未満 41.1€以上 42.0€未満 40.2€以上 41.1€未満 39.3€以上 40.2€未満 39.3€未満</p> <p>7月16日から7月31日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>45.7€以上 44.8€以上 45.7€未満 43.9€以上 44.8€未満 43.0€以上 43.9€未満 42.0€以上 43.0€未満 42.0€未満</p> <p>8月1日から12月31日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p>	<p>3% + 1.1€100kg 毎 3% + 2.3€100kg 毎 3% + 3.4€100kg 毎 3% + 4.5€100kg 毎 3% + 5.7€100kg 毎 3% + 6.8€100kg 毎 3% + 8€100kg 毎 3% + 23.8€100kg 毎</p>	<p>FREE 4.8% + 1.1€100kg 毎 (3) 4.8% + 2.3€100kg 毎 (3) 4.8% + 3.4€100kg 毎 (3) 4.8% + 4.5€100kg 毎 (3) 4.8% + 5.7€100kg 毎 (3) 4.8% + 6.8€100kg 毎 (3) 4.8% + 8€100kg 毎 (3) 4.8% + 23.8€100kg 毎 (3)</p> <p>FREE 4.8% + 0.9€100kg 毎 (3) 4.8% + 1.8€100kg 毎 (3) 4.8% + 2.7€100kg 毎 (3) 4.8% + 3.7€100kg 毎 (3) 4.8% + 4.6€100kg 毎 (3) 4.8% + 5.5€100kg 毎 (3) 4.8% + 6.4€100kg 毎 (3) 4.8% + 23.8€100kg 毎 (3)</p> <p>FREE 4.8% + 0.9€100kg 毎 (3) 4.8% + 1.8€100kg 毎 (3) 4.8% + 2.7€100kg 毎 (3) 4.8% + 3.7€100kg 毎 (3) 4.8% + 23.8€100kg 毎 (3)</p>
--	--	--	--

	<p>45.7€以上 44.8€以上 45.7€未満 43.9€以上 44.8€未満 43.0€以上 43.9€未満 42.0€以上 43.0€未満 42.0€未満</p>		<p>9% 11.2% + 0.9€100kg 毎 11.2% + 1.8€100kg 毎 11.2% + 2.7€100kg 毎 11.2% + 3.7€100kg 毎 11.2% + 23.8€100kg 毎</p>
0808.20	洋ナシ、カリン		
	洋ナシ		
0808.20.50	<p>その他</p> <p>1月1日から1月31日まで 正味量 100kg 当たりの価格 (参入価格とも、以下同じ)</p> <p>51.0€以上 50.0€以上 51.0€未満 47.0€以上 50.0€未満 47.9€以上 49.0€未満 46.9€以上 47.9€未満 46.9€未満</p> <p>2月1日から3月31日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>51.0€以上 50.0€以上 51.0€未満 49.0€以上 50.0€未満 47.9€以上 49.0€未満 46.9€以上 47.9€未満 46.9€未満</p>		<p>8% 8% + 1€100kg 毎 8% + 2€100kg 毎 8% + 3.1€100kg 毎 8% + 4.1€100kg 毎 8% + 23.8€100kg 毎</p> <p>5% 8% + 1€100kg 毎 8% + 2€100kg 毎 8% + 3.1€100kg 毎 8% + 4.1€100kg 毎 8% + 23.8€100kg 毎</p>
0808.20.50	4月1日から4月30日まで		

	<p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>51.0€以上 50.0€以上 51.0€未満 49.0€以上 50.0€未満 47.9€以上 49.0€未満 46.9€以上 47.9€未満 45.9€以上 46.9€未満 44.9€以上 45.9€未満 43.9€以上 44.9€未満 43.9€未満</p> <p>5月1日から6月30日まで</p> <p>7月1日から7月15日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>46.5€以上 45.6€以上 46.5€未満 44.6€以上 45.6€未満 43.7€以上 44.6€未満 42.8€以上 43.7€未満 41.9€以上 42.8€未満 40.9€以上 41.9€未満 40.0€以上 40.9€未満 40.0€未満</p> <p>7月16日から7月31日まで</p> <p>正味量 100kg 当たりの価格</p> <p>46.5€以上 45.6€以上 46.5€未満 44.6€以上 45.6€未満 43.7€以上 44.6€未満</p>	<p>2.5% + 1€100kg 毎 2.5% + 2€100kg 毎 2.5% + 3.1€100kg 毎 2.5% + 4.1€100kg 毎 2.5% + 5.1€100kg 毎 2.5% + 6.1€100kg 毎 2.5% + 7.1€100kg 毎 2.5% + 23.8€100kg 毎</p> <p>最低 2.5% 1€100kg 毎</p>	<p>FREE 4% + 1€100kg 毎 4% + 2€100kg 毎 4% + 3.1€100kg 毎 4% + 4.1€100kg 毎 4% + 5.1€100kg 毎 4% + 6.1€100kg 毎 4% + 7.1€100kg 毎 4% + 23.8€100kg 毎</p> <p>FREE 4% + 0.9€100kg 毎 4% + 1.9€100kg 毎 4% + 2.8€100kg 毎 4% + 3.7€100kg 毎 4% + 4.6€100kg 毎 4% + 5.6€100kg 毎 4% + 6.5€100kg 毎 4% + 23.8€100kg 毎</p> <p>5% 8% + 0.9€100kg 毎 8% + 1.9€100kg 毎 8% + 2.8€100kg 毎</p>
--	---	---	---

42.8€以上 43.7€未満 42.8€未満		8% + 3.7€100kg 毎 8% + 23.8€100kg 毎
8月1日から10月31日まで		
正味量 100kg 当たりの価格		
38.8€以上		10.4% (4)
38.0€以上 38.8€未満		10.4% + 0.8€100kg 毎 (4)
37.2€以上 38.0€未満		10.4% + 1.6€100kg 毎 (4)
36.5€以上 37.2€未満		10.4% + 2.3€100kg 毎 (4)
35.7€以上 36.5€未満		10.4% + 3.1€100kg 毎 (4)
35.7€未満		10.4% + 23.8€100kg 毎 (4)
11月1日から12月31日まで		
正味量 100kg 当たりの価格		
51.0€以上		10.4% (4)
50.0€以上 51.0 未満		10.4% + 1€100kg 毎 (4)
49.0€以上 50.0 未満		10.4% + 2€100kg 毎 (4)
47.9€以上 49.0 未満		10.4% + 3.1€100kg 毎 (4)
46.9€以上 47.9 未満		10.4% + 4.1€100kg 毎 (4)
46.9€未満		10.4% + 23.8€100kg 毎 (4)

(3) 関税割当て(付表7)クォータ量 600 トン、従価関税 0%

(4) 関税割当て(付表7)クォータ量 1,000 トン、従価関税 595%

C Nコード	内 容	関 税 率			補足単位
		域内定率	協 定 率		
			1/1-31/6	1/7-31/12	
0709.51.00	ハラタケ科のキノコ		12.8%	12.8%	-
0709.52.00	トリュフ		6.4%	6.4%	-
0710	冷凍野菜(生および水煮したもの)				-
0710.80.61	ハラタケ科のキノコ		14.4%	14.4%	-
0710.80.69	その他のキノコ		14.4%	14.4%	-
0712.31.00	乾燥キノコ(まるごと、カット、スライスしたもの、粉末)		12.8%	12.8%	-
1604.20.05	すり身		20%	20%	-
1604.20.50	かつおぶし		20%	20%	-
0306	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの および冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩 蔵しまたは塩水漬物に限るもの とし、殻を除いてあるかないかを問わ ない。) 蒸気または水煮による調理をした殻 付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥 し、塩蔵しまたは塩水漬物に限るも のとし、殻を除いてあるかないかを 問わない。) 並びに甲殻類の粉、ミールおよびペ				-

	レット(食用に適するものに限る。) 冷凍したもの				
0306.11	イセエビその他のイセエビ科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属または ヤスス属のもの)				
0306.11.10	イセエビの尾		12.5%	12.5%	
0306.11.90	その他		12.5%	12.5%	
0306.19	その他のもの(甲殻類の粉、ミール およびペレット(食用に適するもの に限る。)を含む。)				
0306.19.10	冷凍淡水性ザリガニ		7.5%	7.5%	-
0306.19.90	その他の冷凍甲殻類		12%	12%	-
0307.29.10	ホタテ貝、冷凍		8%	8%	-
0307.29.90	ホタテ貝、その他(乾燥など)		8%	8%	-
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調 味料、マスタードの粉およびミール 並びに調製したマスタード				-
2103.10.00	しょうゆ		7.7%	7.7%	
0902	茶				-

0902.10.00	容量 3 kg を超えない緑茶		3.2%	3.2%	.
0902.20.00	その他の緑茶（発酵させない）		Free/	Free/	.
2005.90.80	漬物		17.6%	17.6%	
2206.00.59	日本酒：2 リットル以下		7.7€/ hl	7.7€/ hl	L
2206.00.89	日本酒：2 リットルを超えるもの		5.76€/ hl	5.76€/ hl	L
2208.90.33	梅酒：2 リットル以下		Free	Free	lalc. 100%
2208.90.38	梅酒：2 リットルを超えるもの		Free	Free	lalc. 100%
2208.90.69	焼酎		Free	Free	lalc. 100%
1902.19.90	めん（卵、肉等を含まない）		7.7 + 21.1€ / 100kg / net	7.7 + 21.1€ / 100kg / net	
1006	米				
1006.10	もみ				
1006.10.10	殻付き		7.7	7.7	
	その他				
	精米				
1006.10.21	丸粒		211€/t	211€/t	

1006.10.23	中型粒		211€/t	211€/t	
	その他				
1006.10.92	丸粒		211€/t	211€/t	
1006.10.94	中型粒		211€/t	211€/t	
1006.20	玄米				
	精米				
1006.20.11	丸粒		264€/t (5)(6)	264€/t (5)(6)	
1006.20.13	中型粒		264€/t (5)(6)	264€/t (5)(6)	
	その他				
1006.20.92	丸粒		264€/t (5)(6)	264€/t (5)(6)	
1006.20.94	中型粒		264€/t (5)(6)	264€/t (5)(6)	

(5) 関税支払後の輸入価格の上限は、ジャポニカ種については実効介入価格 88%以上、インディカ種については 80%以上上回らない価格とされている

(6) 関税割当て（付表 7）クォータ量 2 万トン、税率 88€/t

2. 食品規制

2.1 食品添加物

2.1.1 EU

欧州レベルでの食品添加物の使用に関しては、1960年初頭から以下の4つの指令が発布された。

- ・着色料 : 62年10月23日付け指令
- ・保存料 : 63年11月5日付け EEC 指令第 64/54 号
- ・酸化防止剤 : 70年7月13日付け EEC 指令第 70/357 号
- ・乳化剤、安定剤、濃縮剤、ゲル化剤 : 74年6月18日付け EEC 指令第 74/329 号

これらの指令は、認可された食品添加物のリスト、およびその使用限度を定めている。拠ってこのリストはポジティブリストであり、掲載された添加物のみが各国において使用を許可されることとなった。ただし、使用の条件に関しては、各国の自由裁量で制約を課せることとなった。このため、各国の規制に差異が生じ、ローマ条約第 28 条と第 30 条で定められた食品の自由な流通に対する障害となっていた。

こうした事態を受けて、88年12月21日付け EEC「枠組み」指令第 89/107 号が発布された。同指令は、添加物の定義と分類を行い、添加物の使用に一般基準を設けてポジティブリストの原理を明確化し、販売される添加物のラベル表示方式について定めている。同指令は、添加物のポジティブリストとその使用条件については欧州理事会の決定を、添加物の純度基準とその検査方法については欧州委員会の決定を参照するよう指示している。

95年以降、伝統的食品として認められた特殊な食品を除き、食品添加物の使用条件について EU 域内で調和がはかられ、ポジティブリスト、および使用条件を定める以下の3件の指令が発布された。

- ・甘味料 : 94年6月30日付け EC 指令第 94/35 号
(96年12月19日付け EC 指令第 96/83 号により改定)
- ・着色料 : 94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号
- ・その他の食品添加物 : 95年2月20日付け EC 指令第 95/2 号
(96年12月19日付け EC 指令第 96/85 号により改定)
(98年10月15日付け EC 指令第 98/72 号により改定)
(2001年2月12日付けの EC 指令第 2001/5 により改定)

また、純度基準に関しては、以下の指令が発布された。

- ・甘味料の純度基準 : 95年7月5日付け EC 指令第 95/31 号

- (98年9月4日付け EC 指令第 98/66 号により改定)
- (2000年7月26日付け EC 指令第 2000/51 号により改定)
- (2001年7月3日付け EC 指令第 2001/52 号により改定)
- ・着色料の純度基準 : 95年7月26日付け EC 指令第 95/45 号
- (99年7月22日付け EC 指令第 99/75 号により改定)
- (2001年7月3日付け EC 指令第 2001/50 号により改定)
- ・その他の添加物の純度基準 : 96年12月2日付け EC 指令第 96/77 号
- (98年11月11日付け EC 指令第 98/86 号により改定)
- (2000年10月5日付け委員会指令第 2000/63 号により改定)
- (2001年5月2日付け委員会指令第 2001/30 号により改定)
- (2002年10月15日付け EC 指令第 2002/82 号により改定)

2.1.2 フランス

根拠法令:97年10月2日付け省令

食品添加物に関連する EU 指令(94/35/EC、96/83/EC、94/36/EC、95/2/EC、96/77/EC、95/31/EC、95/45/EC)は、97年10月2日付け省令(97年11月8日付け官報掲載)によってフランス国内法に導入された。同省令は91年10月14日付け省令に代わるもので、前述の食品添加物に関連する EU 指令および以下の省令により、食品添加物全般を規定している。

- 89年9月18日付け政令 :食品への使用を認められる添加物
- 77年7月20日付け修正省令 :健康・ダイエット食品
- 79年7月20日付け省令 :亜硝酸塩、リン酸カリウム溶液等の受け渡し条件および表示
- 86年8月4日付け修正省令 :特定食品に対する添加物の使用
- 87年8月18日付け省令 :スプレー状型抜き剤の使用
- 89年9月5日付け修正省令 :ある特定の食品または飲料製造における酵素の使用
- 91年10月14日付け省令 :食品製造に当たって使用を認められる添加物
- 92年8月5日付け修正省令 :特定の植物性食品に於ける残留農薬の許容値

97年10月2日付け省令は以下のように全4章および付表(I~VI)によって構成され、食品製造に使用を許可される添加物とその使用基準の細目、純度基準を定めている。

- 着色料(第1章) :定義(第2条)および食品への添加を認められる着色料とその使用基

準(付表 I, IV, VI-A)

甘味料(第 2 章) :定義(第 5 条)および食品への添加を認められる甘味料とその使用基
準(付表 II, IV, VI-B)

その他の食品添加物(第 3 章):定義(第 9 条)および食品への使用を認められる添加物とその使用基
(付表 III, IV, V, VI-C)総則(第 4 章)

なお、97 年 10 月 2 日付け省令では、EU 指令との整合性を図るため、従来用いられていた「食品添加物リスト(Inventaire)」(91 年 10 月 14 日付け省令)の制度を廃止し、ポジティブリスト制度が取り入れられている。

これまでの制度は「食品添加物リスト(Inventaire)」に記載されている食品添加物については、簡素化はされているものの使用許可申請が必要とされていたものである。

これに代わり、ポジティブリストと呼ばれる制度は、食品添加物として許可されている成分および規定されている使用方法に限って、特段の許可申請の必要ナシに使用することができるとするもので、同リストへの記載のない成分の食品への添加および記載外の用法は違法とする。従って、リスト記載外の成分の使用、あるいは使用方法については使用許可を取得することによって、自動的に新たにポジティブリストに記載されることになる。

現行のポジティブリストについては添付資料、1997 年 10 月 2 日付け省令付表(Document Administratif No.33)を参照されたい。

食品添加物のカテゴリー

a. 甘味料

甘味料は砂糖の保護を目的とする規定により使用が禁止されていたが、88 年に一般食品、ダイエット食品等の特別食品への添加物として使用が認められた。

甘味料のポジティブリストと使用条件については、94 年 6 月 30 日付け EC 指令第 94/35 号(96 年 12 月 19 日付け EC 指令第 96/83 号により改定)が指示しており、フランスでは 97 年 10 月 2 日付け省令によって国内法に適用された。この規定の主な内容は以下のとおり。

甘味料のポジティブリスト(Annex.II)

乳幼児食品への甘味料の使用禁止(1997 年 10 月 2 日付け省令第 6 条 2 項)

砂糖と同じ成分であるかのような誤解をうむ成分表示上の表記、あるいは宣伝文句は禁止される。

(88 年 1 月 5 日付け法令第 88-14 号第 10 条 1 項 1、92 年 1 月 18 日付け法令第 92-60 号により改定)

卓上用甘味料ラベルには、

-「xx 甘味料をベースにした卓上用甘味料」の表示が含まれていなければならない。

-ポリオール(polyols)および/あるいはアスパルテーム(aspartame)を甘味料として含む場合には、以下

の警告表示がなされなければならない:

- ・ポリオール(polyols):「過剰摂取は緩下効果を及ぼす可能性がある」
- ・アスパルテーム(aspartame):「フェニララニン(phenylalanine)を原料とする物質を含む(97年10月2日付け省令第8条)

b. 着色料

でふれたように着色料に関してフランスでは、94年6月30日付けEC指令第94/36号に従って、97年10月2日付け省令により法制化されている。この規定の主な内容は以下のとおり。

着色料の成分のポジティブリスト(Annex.I-A)

食品ごとに定められている使用可能な着色料およびその使用限量(Annex.I-C)

特定の食品のみに使用可能な着色料およびその使用限量(Annex.I-D)

着色料の使用が禁止されている食品(Annex.I-B、ただし I-C、I-D、I-E で特別に規定されているものを除く)

肉・肉製品用の衛生適合マークに使用できる着色料

使用できる着色料は以下のとおり。

- ・ E155 brun HT
- ・ E133 bleu brillant FCF
- ・ E129 rouge allura AC
- ・ 上記の E133 と E129 の混合物(97年10月2日の省令第3条7項)
- 付表 I-A のポジティブリストに掲載されている着色料(うち E123、E127、E128、E154、E160b、E161g、E173、E180 を除く)のみが最終消費者に直接販売できる。

c. 香料

香料は、食品に味(ただし、甘味、酸味、塩味を除く)、香りをつけるために使用されるもので、フランスでは91年4月11日付け政令第91-366号で規定されている。

政令第91-366号で規定されている香料のカテゴリーは以下のとおり。

- ・天然香料(第4条)
- ・天然香料と同等の成分をもつ香料(第5条)
- ・人口香料(第6条)
- ・変成香料(第7条)
- ・加熱香料(第8条)
- ・薫製香料(第9条)

香料中に含まれる金属成分の含有限度量は以下のとおり(91年7月11日付け省令第1条)。

- ・ヒ素: 1kg 当たり 3mg
- ・鉛: 1kg 当たり 10mg
- ・水銀: 1kg 当たり 1mg

香料が使用された食品へ含まれることが好ましくないとされる物質の消費段階での含有限度量は以下のとおり(91年7月11日付け省令付表 I)。

物質	食品中	飲料
3,4-ベンゾピレン	0.03 マイクログラム/kg	0.03 マイクログラム/kg

香料が使用された食品へ含まれることが制限されている香料の成分、およびその他の食品原料の成分の消費段階での含有限度量は以下のとおり(91年7月11日付け省令付表 II)。

香料が使用された食品における、香料および香りをつける性質をもつ食品原料の成分の含有限度量

Teneurs maximales en certaines substances provenant des arômes et d'autres ingrédients alimentaires ayant des propriétés aromatisantes et présentes dans les denrées alimentaires telles qu'elles sont consommées et dans lesquelles des arômes ont été utilisés

Substances	Denrées alimentaires (en mg/kg)	Boissons (en mg/kg)	Exceptions et/ou restrictions spéciales
Acide agarique (1) ...	20	20	100 mg/kg dans les boissons alcoolisées et les denrées alimentaires contenant des champignons
Alone (1)	0,1	0,1	50 mg/kg dans les boissons alcoolisées
Bêta asarone (1)	0,1	0,1	1 mg/kg dans les boissons alcoolisées et les assaisonnements destinés aux biscuits apéritifs (snack foods)
Berberine (1) ...	0,1	0,1	10 mg/kg dans les boissons alcoolisées
Coumarine (1) ...	2	2	10 mg/kg dans les caramels et les confiseries au caramel 50 mg/kg dans les gommes à mâcher 10 mg/kg dans les boissons alcoolisées
Acide cyanhydrique (1)	1	1	50 mg/kg dans les nougates, le massepain et ses succédanés ou produits similaires 1 mg/kg par 1 % en volume d'alcool dans les boissons alcoolisées 5 mg/kg dans les conserves de fruits à noyau
Hypérocine (1) ...	0,1	0,1	10 mg/kg dans les boissons alcoolisées
Palégone (1) ...	25	100	1 mg/kg dans la confiserie 250 mg/kg dans les boissons aromatisées à la menthe 350 mg/kg dans la confiserie à la menthe
Quassine (1) ...	5	5	10 mg/kg dans la confiserie sous forme de pastilles 50 mg/kg dans les boissons alcoolisées
Safron et musafron (1) ...	1	1	2 mg/kg dans les boissons alcoolisées titrant jusqu'à 25 % en volume 5 mg/kg dans les boissons alcoolisées titrant plus de 25 % en volume 15 mg/kg dans les denrées alimentaires contenant du macis et de la noix de muscade
Santonine (1) ...	0,1	0,1	1 mg/kg dans les boissons alcoolisées titrant jusqu'à 25 % en volume
Thuyone (1) alpha et bêta	0,5	0,5	5 mg/kg dans les boissons alcoolisées titrant jusqu'à 25 % d'alcool en volume 10 mg/kg dans les boissons alcoolisées titrant plus de 25 % d'alcool en volume 25 mg/kg dans les denrées alimentaires contenant des préparations à base de sauge 35 mg/kg dans les amers

(1) Ne peut être ajouté en tant que tel aux denrées alimentaires ou aux arômes. Peut être présent dans la denrée alimentaire soit naturellement, soit à la suite d'une adjonction d'arômes préparée à partir de matières de base naturelles.

(Arr. 11 juill. 1991, Annexe II)

芳香油に関する特別規定

芳香油に関しては、AFNOR(フランス規格協会)によって数多くの規格が制定されている。例えば NF T75-214 はローズマリー芳香油について、NF T75-249 は Litsea cubena 芳香油についてなど。なおバジリコ芳香油に関しては、最終成果物 1 リットルあたりに 3g 以上のバジリコの葉が含まれていてはならない。

一方、ワームウッド(ニガヨモギ)、ローマンワームウッド、ヨモギ、ヒマラヤスギ、ヤナギハッカ、セージ、エゾヨモギグク、クロベからできる芳香油の一般向け販売は、薬局でのみ行われる。

ある特定の香料の使用

幾つかの食品カテゴリーにおける使用方法には特別の規定がある。例えば以下の食品または食品カテゴリーがその対象となっている。

- ・ジャム
- ・果実ジュース
- ・スピリッツ
- ・フレーバーミルク
- ・シロップ
- ・ビール
- ・ヨーグルト
- ・シードル、はちみつ酒、洋ナン酒
- ・フレーバージュース
- ・チーズ

d. その他の食品添加物

前述の甘味料、着色料、香料の他に、その他の添加物として以下のものが挙げられる。

保存料 (conservateurs)

酸化防止剤 (antioxygènes)

溶解剤 (supports)

酸性化剤 (acidifiants)

酸味調整剤 (correcteurs d'acidité)

凝固防止剤 (anti-agglomérants)

消泡剤 (antimoussants)

増量剤 (agents de charge)

乳化剤 (émulsifiants)

分離剤 (sels de fonte)

強化剤 (affermissants)

味覚増進剤 (exhausteurs de goût)
加泡剤 (agents moussants)
ゲル化剤 (gélifiants)
コーティング剤 (agents d'enrobage)
加湿剤 (humectants)
アミドン (amidons modifiés)
封入ガス (gaz d'emballage)
推進ガス (propulseurs)
膨張剤 (poudres à lever)
マスキング剤 (金属イオン封鎖剤) (séquestrants)
安定剤 (stabilisants)
濃縮剤 (épaississants)
小麦粉処理剤 (agents de traitement de la farine)

使用基準・使用限量 (97年10月2日付け省令付表参照。同省令は94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号に沿っている)

食品添加物の使用基準、使用限量は各添加物ごとに、または使用する食品の品目別に細かく定められている。

例えば着色料については、

- 付表 I-A (94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号付表 I) :

使用が認められる食品着色料リスト (CE 番号、一般的呼称、カラー・インデックス・ナンバー)

- 付表 I-B (94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号付表 II) :

着色料を使用してはならない食品。ただし付表 I-C, I-D または I-E に明記されるものを除く。

- 付表 I-C (94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号付表 III) :

特定の着色料に限って使用が認められている食品 (対象食品名、使用可能な着色料、使用限量)

- 付表 I-D (94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号付表 IV) :

特定の食品に限って使用が認められている着色料 (着色料、対象食品、使用限量)

- 付表 I-E (94年6月30日付け EC 指令第 94/36 号付表 V) :

付表 I-B および I-C 記載の食品を除き、使用が認められる着色料が規定されている。

食品添加物の使用に関する許可(91年11月5日付け省令)

97年10月2日付け省令によるポジティブリスト制度の採用によって、リストに記載され、規定される使用基準に従った食品添加物の使用に付いては許可を取得する必要はなくなった。

97年10月2日付け省令に定義された「食品添加物リスト」に記載されていない添加物使用に当たっては、

a. 97年10月2日付け省令によって食品添加物として認められるが「食品添加物リスト」には記載のないもの、および

b. 現在、使用未許可の添加物

に分けられ、これらは経済財政省の DGCCRF(消費・競争・不正防止総局)の許可を受けなければならない(申請手続きに関する規定については91年11月5日付け省令参照)。

許可申請先 DGCCRF

(Direction Generale de la Concurrence, de la Consommation et de la Repression des Fraude)

住所: 59, Bd. Vincent-Auriol, Teledoc 071

75703 Paris Cedex 13

TEL: 01 44 87 17 17

FAX: 01 44 97 30 30

いずれの場合も、

- フランス文の許可申請書(原語が外国語の場合は申請文のレジюмеおよび結論全文のフランス語翻訳が必要)と、
 - 添付情報として、
 - ・申請者の氏名、住所、電話番号、担当者名
 - ・申請の対象となる物質の性質、化学名、化学式、商品名、製造者名(輸入食品の場合は輸入業者名)、検出方法、不純率、一日当たりの摂取限量(およびこの数値を設定した機関の名称)、その他当該物質に関する物理学的・化学的に有用と思われる情報
 - ・当該添加物の使用例についての関連データ
 - ・EU 各国その他の国での承認例
- 等を、DGCCRF に提出しなければならない。

上記 a の許可申請が行なわれると、申請書類は Agence française de sécurité sanitaire des aliments(フランス食品衛生安全局)の意見に付される。

上記 b の未許可の添加物については、上に加えて以下の補助的情報を提出しなければならない。

- ・ 生理 / 毒性学的データ
- ・ 毒性、各種作用、アレルギー特性等を検出するために使用した試験方法
- ・ 人体への影響の報告
- ・ その他有用と思われる情報

同許可申請は Agence française de sécurité sanitaire des aliments(フランス食品衛生安全局)の意見に付される。

97 年 10 月 2 日付け省令以前には使用が認められていたが、現行規制では使用が認められていない食品添加物に関しては、2000 年 11 月 4 日をもって全面使用禁止となった。ただし、同省令以前に流通あるいはラベル表示されたものは、ストックが切れるまでこれを販売してもよい(99 年 9 月 22 日付け省令)。